

会 議 録

会 議 名	平成26年度第1回東松山市いじめ問題対策連絡協議会 平成26年度第1回東松山市いじめ問題調査審議会					
開 催 日 時	平成27年1月14日（水）	開 会	14時00分			
		閉 会	15時30分			
開 催 場 所	東松山市総合会館 4階 多目的ホール					
会 議 次 第	1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 自己紹介 5 いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査審議会の設置について 6 会長選出 7 東松山市のいじめの現状及びいじめ防止等の取組状況について 8 その他 9 諸連絡 10 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		1人	
委員出欠状況 (東松山市いじめ問題対策連絡協議会)	会 長	江口 勝浩	出席	委 員	鍋谷 正則	出席
	委 員	小山 広人	出席	委 員	原 志津枝	出席
	委 員	新 阿弥	出席	委 員	金子 ヨリ子	出席
	委 員	森田 一幸	出席	委 員	堀内 節雄	出席
	委 員	山本 幸二	出席	委 員	利根川 敬行	出席
	委 員	天貝 ひとみ	出席	委 員	吉澤 由香	出席
	委 員	宮林 薫	出席			
委員出欠状況 (東松山市いじめ問題調査審議会)	会 長	高山 剛一	出席	委 員	野村 恵子	出席
	委 員	松本 武士	出席	委 員	山崎 晃史	欠席
	委 員	篠原 輝義	出席	委 員	星 光雄	出席
事 務 局	教育長 中村 幸一			教育部長 塚越 茂		
	教育部次長 関根 廣紀			学校教育課長 佐藤 高志		
	学校教育課副主幹 今伊 大			学校教育課副主幹 野口 高志		
	学校教育課副主幹 木村 博幸			学校教育課主任 小見 慶治		

次第	顛末
1 開会	<p>事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日は、いじめの防止等のため、教育委員会の附属機関として東松山市いじめ問題対策連絡協議会及び東松山市いじめ問題調査審議会を設置後、最初の会議となるため、協議会と審議会の会議を合同で開催する。なお、本日の会議は、委員の過半数が出席しており、東松山市いじめ問題対策連絡協議会等条例に規定される会議の開催要件を満たしている。 ・ 東松山市情報公開条例の規定により、原則、会議は公開されるが、特定の個人を識別できる情報を扱う場合などは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。本日の会議では、不開示とすべき情報を扱う予定がないことから公開としたい。 ・ 東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、会議の公開については、傍聴席を設け、希望者に傍聴を認めることにより行う。なお、本日の傍聴希望者は1名である。また、同要綱の規定により、会議終了後には会議録を作成し、会長が指名した2名以上の委員の確認が必要となる。
2 委嘱状交付	中村教育長より各委員へ交付
3 あいさつ	中村教育長よりあいさつ
4 自己紹介	各委員及び事務局が順次自己紹介
5 いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査審議会の設置について	<p>事務局より、資料2～4について説明</p> <p>〈質疑なし〉</p>
6 会長選出	<p>協議会と審議会に分かれ、各附属機関の会長を選出。また、会長の指名により、会長の職務を代理する委員、今回の会議録について確認を行う委員を決定。</p> <p>東松山市いじめ問題対策連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の互選により、会長に江口勝浩委員を選出。 ・ 会長の職務を代理する委員として、利根川敬行委員を指名。 ・ 今回の会議に係る会議録の確認を行う委員として、鍋谷正則委員及び小山広人委員を指名。 <p>東松山市いじめ問題調査審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の互選により、会長に高山剛一委員を選出。 ・ 会長の職務を代理する委員として、野村恵子委員を指名。

	<p>・今回の会議に係る会議録の確認を行う委員として、松本武士委員及び篠原輝義委員を会長より指名。</p>
<p>7 東松山市のいじめの現状及びいじめ防止等の取組状況について</p>	<p>(事務局より、資料5～7について説明)</p> <p>〈質疑応答〉</p> <p>森田委員 生徒指導調査によるいじめの現状に係る資料において「いじめの解消率」とあるが、いじめが解消されたと判断する基準はあるのか。</p> <p>事務局 いじめが収まった場合に、解消されたと判断する。</p> <p>森田委員 いじめは、被害者がストレスを感じるのは当然だが、加害者にも何らかのストレスが加わっている場合がある。このため、指導だけではなく支援していくというスタンスも大事なのではないかと思います。</p>
<p>8 その他</p>	<p>〈質疑応答〉</p> <p>宮林委員 学校ごとの組織との関わりも含め、今後、どのようにこの会議は招集されるのか。</p> <p>事務局 本日の会議は、条例制定後、初めての開催でしたので、この協議会及び審議会を設置した趣旨やいじめ防止に係る本市の取組、いじめの現状について説明しました。次回の会議は来年度の開催となる予定ですが、本日の会議で配布・説明しました資料の中でお気付きの点等があれば、次回の会議でも意見をいただきたいと思います。いただいた意見を取り入れながら、今後、学校ごとの組織との連携も踏まえたより実効的ないじめ防止の体制について、事務局としても検討を重ねていきたいと思っています。</p> <p>篠原委員 いじめの実態の資料を見ると、いじめの態様としては「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が最も多いが、果たして、子供がこうした行動を「いじめ」と認識できるのか疑問である。「いじめ」については、どのように定義しているのか。</p> <p>事務局 「いじめ」については、法令に定義がございます(いじめ防止対策推進法第2条第1項)。たとえ行為者に悪意がなくても、相手が心身の苦痛を感じている場合、法令上は「いじめ」に該当することとなります。</p> <p>篠原委員 例えば、大人の会話を聞いた子供が、悪気なく会話の内容を</p>

	<p>真似て友人に伝えた結果、相手が苦痛を感じる場合もある。そのような場合も「いじめ」として指導していくのは難しいように思います。</p> <p>野村委員 東京の弁護士でドラえもんを題材にしていじめ防止のための授業を行っている方がいる。興味があるようでしたら、情報提供できるようお調べします。</p> <p>事務局 ありがとうございます。検討したいと思います。</p> <p>高山委員 この会議で協議するのは、主に、いじめ防止のため、子供達にどのように働きかけ、育てていくのかという教育面を対象としているように感じました。しかし、学校や教育委員会で子供達の啓発に努めたとしても、家庭や地域、テレビ等で、大人達がここで定義されるようないじめに該当する行為を行っているという社会構造がある限り、子供達に対する指導というのは対症療法でしかないように思います。このため、学校だけではなく、近いところでは保護者、それから地域の大人など、子供達の環境にも働きかけていくことで、「いじめを許さない」という気運を醸成していく必要があるといえます。そのためには、社会教育とも連携しながら、ここでの活動を広げていくということが効果的ではないかと思えます。</p> <p>事務局 今後の会議運営の参考とさせていただきます。</p>
9 諸連絡	<p>事務局より連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の会議開催は、平成27年6月頃を予定している。但し、いじめに係る重大事態が発生した際には、その対処のため、会議が招集される場合がある。
10 閉会	塚越教育部長よりあいさつ
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>平成27年2月4日</p> <p>署名委員 <u>鍋谷 正則</u></p> <p>署名委員 <u>小山 広人</u></p> <p>署名委員 <u>松本 武士</u></p> <p>署名委員 <u>篠原 輝義</u></p>	